

お知らせ掲示板

くらし

10月は市県民税第3期の納期です

市税の納付には、便利な口座振替・自動払込みをご利用ください。希望する方はお近くの金融機関、郵便局またはインターネットでお申し込みください。詳しくは、市ホームページへ。

また、納付書に「地方税統一QRコード」があれば、全国の地方税統一QRコード対応金融機関や地方税お支払サイト、スマホ決済アプリ等で市税の納付ができます。利用方法等については地方税お支払サイトをご確認ください。

【市ホームページ】

【地方税お支払サイト】



(納税課 ☎328-2204)

秋の感謝祭 フリーマーケット 出展者募集

無料

☎11月19日(日)午前10時～午後3時 場 西部交流センター 対 11月12日(日)午後3時からの事前説明会に参加できる方 区 35組(抽選) 申 10月5日午前9時～31日までに西部交流センターへ

(西部交流センター ☎273-6996)

10月1日は浄化槽の日です

浄化槽の日とは浄化槽法が昭和60年10月1日に施行されたのを記念し、浄化槽の普及促進などを周知することで、公共用水域の水質保全等を目的に設けられました。家庭の生活排水が適切に処理されているか見直してみましょう。

(浄化対策課 ☎328-2366)

市立総合ビジネス専門学校、 令和6年度生徒募集！

今年度より、起業家教育を柱として、情報、会計、観光などのさまざまなカリキュラムを横断的に学習する「キャリア創造学科」を開設しました。生まれ変わった総合ビジネス専門学校の「キャリア創造学科」で未来のビジネスに必要な知識や技術を学びませんか。

【入試の形態】市立高校推薦・指定校推薦・公募推薦(校長推薦と学生推薦)、一般入試(高校生等と社会人)

【試験日】第1回目:10月7日(土)、第2回目:10月28日(土)、第3回目:11月18日(土) ※試験は8回実施する予定ですが、募集定員を満了し次第終了いたします。

【出願受付期間】第1回目:10月1日(日)～4日(水)、第2回目:10月20日(金)～25日(水)、第3回目:11月10日(金)～15日(水) ※出願に伴う提出書類は入試の形態によって異なります。募集要項でご確認ください。

詳しくは、学校ウェブサイトをご覧ください。

ウェブサイト



Instagram



(市立総合ビジネス専門学校 ☎352-1768)

「結婚チャレンジ補助金」 助成団体募集！

地域の団体や企業が婚活セミナーやイベントを開催する費用を、審査の上補助します。

【補助額】1イベントごとに10万円上限で、事業の実施に必要な経費 対 令和5年4月1日～令和6年3月31日までに実施する事業 ※すでに実施した事業も補助の対象。申 10月20日(金)

対象となる団体の要件や、申し込みなど詳しくは、市結婚・子育て応援サイトへ。

～結婚応援団体募集中！～

独身者に対し、出会いの機会づくりのためのイベント・セミナーを開催している、または飲食店、宿泊施設、事業所等において出会いの場所を提供しているなどの団体を募集しています。

詳しくは、市結婚・子育て応援サイトへ。

(こども政策課 ☎328-2156)

熊本城マラソン2024 沿道応援団体募集！

期 来年2月18日(日) 場 マラソンコース沿道などのイベント会場 内 熊本城マラソン当日にランナーを応援する団体を募集。ランナーにパフォーマンスでエールを送りませんか？ 対 楽器演奏、合唱、ダンス、チアリーディング、郷土芸能など 申 10月31日(火)(消印有効)までに郵送(〒860-0806 中央区花畑町9-1 市役所別館自転車駐輪場8階)またはメール(eventsuishin@city.kumamoto.lg.jp)で熊本城マラソン実行委員会事務局(☎328-2373)へ ※申込書は下記ホームページからダウンロードできます。

詳しくは、熊本城マラソンホームページ(https://kumamotojyo-marathon.jp/)へ。

(イベント推進課 ☎328-2948)



統計調査協力をお願い

熊本市、熊本県では、国からの委託を受け、統計調査を実施しています。結果は、暮らしをよくするための施策や取り組みに反映されます。

本年度は、10月1日を基準日とし、住宅・土地統計調査(みんなのおうち調査)を実施します。

調査員が伺いましたら、調査票の提出にご協力ください。なお、収集した個人情報・企業情報は厳重に保護され、統計以外に使用されることはありません。

※統計調査を装った不審な訪問者、電話、メール、ウェブサイトにご注意ください。不審に思った際は、回答せず速やかに熊本市、熊本県にお尋ねください。

※金銭の要求、銀行口座の暗証番号やクレジットカード番号の聴取はありません。

※調査員は「調査員証」を携帯しています。

(データ戦略課 ☎328-2380)

【住宅・土地統計調査について】



【熊本県からの統計調査協力をお願い】



令和6・7年度物品競争入札・ 見積参加資格申請受付(定期)

申 10月1日(日)～31日(火)に郵送(簡易書留等・必着)で〒860-8601 契約政策課物品契約班へ 問 契約政策課(☎328-2137)

また、上下水道局(☎381-4061)、交通局(☎361-5211)でも別途申請受付を行っていますので各局にお問い合わせください。

※申請書は、市および各局ホームページからダウンロードできます。なお、旧様式の申請書での提出は認めませんのでご注意ください。

(契約政策課 ☎328-2137)

ハンセン病について学びませんか！

回 11月9日(木)午前9時～午後5時20分 ※「桜の馬場 城彩苑」駐車場(駐輪場横)集合・解散。場 菊地恵楓園歴史資料館等 内 ハンセン病現地視察研修(バスツアー)。資料館やゆかりの地を訪れ、専門家の話を聞く 区 40人程度(先着順)(うち車いす利用は2人まで) 費 1,000円程度(昼食代実費) 申 10月5日(木)からファクス(324-2105)またはメール(jinken@city.kumamoto.lg.jp)で人権政策課へ

※周辺を散策します。歩きやすい服装・靴でお越しください。車いす対応バスを用意しています。

(人権政策課 ☎328-2333)

公的年金等を受給している方で 65歳になられた方へ

公的年金等を受給している方で、令和4年4月2日～令和5年4月1日の間に満65歳になった方(昭和32年4月3日～昭和33年4月2日生まれの方)は、10月から市・県民税の納付方法が変わります。これまでの普通徴収(納付書または口座振替による納付)から、公的年金からの特別徴収(天引き)へ変更になります。

■対象となる方【令和5年4月1日現在】
・公的年金を年間18万円以上受給している方で市・県民税が課税となる方
・公的年金から、所得税・介護保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料を差し引かれた残額が、市・県民税額よりも多い方

※収入や控除の状況により、公的年金からの特別徴収の対象にならない場合があります。

※公的年金等の収入以外に、給与などの所得がある場合、その所得にかかる税額は、給与からの特別徴収または普通徴収になります。

※年金保険者からの年金振込通知書に記載されている「個人住民税」と「市・県民税」は、同じ税金です。

(市民税課 ☎328-2183)

10月は「明るい選挙推進強調月間」

選挙制度を正しく理解し、身近な問題をはじめとして政治や選挙に関心を持ち、代表者にふさわしい人を選ぶための正しい目を持ちましょう。

■次のような行為は、罰則で禁止されています。

政治家や政治家の関係団体・後援団体の寄附、政治家に対する寄附の勧誘・要求、政治家の時候のあいさつ状送付、政治家や後援団体のあいさつを目的とする有料広告の掲載

【寄附の例】病気見舞い、地域の運動会などへの飲食物の差し入れ、お祭りへの寄附や差し入れ、入学祝・卒業祝・お中元やお歳暮、本人が出席しない場合の結婚祝いや葬式の香典、葬式の花輪・供花、落成式・開店式の花輪、町内自治会の催物への寸志や飲食物の差し入れ

(選挙管理委員会事務局 ☎328-2771)

水辺写真展作品募集

内 市内各所の水辺を撮影した写真を募集。優秀作品には当館より通知

【テーマ】水辺の風景写真【展示場所】水の科学館(来年2月29日(木)まで館内掲示) 申 10月1日(日)～11月30日(木)までに、住所、氏名、電話番号、撮影場所を書いて郵送または持参で、〒861-8064 北区八景水谷1丁目11-1 水の科学館へ ※カラープリント2L～A4サイズにプリントしたもので修正加工・合成作品は不可。未発表のオリジナル作品に限る。一人3作品まで。

【表彰式】来年1月8日(祝)(予定)
(水の科学館 ☎346-1100)

監査結果などを公表しています

場 情報公開窓口(市庁舎地下1階)、市立図書館・分館、くまもと森都心プラザ図書館、公民館図書室、市ホームページ 内 令和5年度一般会計・特別会計定期監査(工事)報告書、令和4年度一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書、令和4年度公営企業会計決算審査意見書、令和4年度決算に基づく健全化判断比率等審査意見書、令和4年度内部統制評価報告書に係る審査意見書

※監査報告書とは、事務や工事のやり方が適正で合理的であったかなどについて、監査委員が調査した結果をまとめたものです。

※審査意見書とは、決算書等の計数の正確性を検証し各比率等が正しく算定されているか、評価報告書における評価が適切に実施されているかなどを審査し監査委員の意見を付したものです。

(監査事務局 ☎328-2763)

くらしの中の人権 118

難病に対する理解を

難病とは、発病の仕組みが明らかでなく、治療方法が確立していない希少な病気で、かかったことで長年にわたり療養を必要とするものをいいます。

難病は、種類も多くさまざまな特性、個人差があるため、一見して病気と分かる場合もあれば、外見上あまり変化がない場合もあります。そのため、病気に対する無理解や偏見から、心ない言葉をかけられるなどの差別を受けることがあります。

病気のことを正しく理解し、差別や偏見をなくしましょう。

この機会に難病について理解を深めてみませんか。

熊本県難病相談・支援センター

地域で生活する難病患者やその家族の療養生活における相談や支援に取り組んでいます。

■各種相談支援

■就労相談

■講演会、研修会、交流会の開催

■難病啓発活動

ホームページ <https://kumamotonanbyou-center.org>

(人権政策課 ☎328-2333)